

- 議 長 休憩を解いて再開します。 (14時25分)
- 町 長 日程第6「議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
- 町 長 令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。
- 議 長 提案理由。交通指導隊の出動内容の多様化に伴い、出動手当を見直し処遇改善を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 総務課長 それでは、議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。
- 議 長 改正の理由といたしましては、交通指導隊の出動内容の多様化に伴い、出動手当を見直し処遇改善を図るため、所要の改正を行うものでございます。
- 議 長 それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。別表、第10条関係を御覧ください。現行では、出動手当の出動1人1回につき1,000円の規定を、1人4時間未満1,000円と、1人4時間以上2,000円に変更するものでございます。
- 議 長 恐れ入ります、1ページお戻りください。議案本文を御覧ください。附則でございませう。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございませう。
- 議 長 なお、参考資料2につきましては、2月の全員協議会で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。
- 議 長 以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 議 長 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。
- 6番井上 参考資料の中で交通指導隊員のですね、出動手当の状況があります。手当と

ということで、結構金額的に差があるんですけども、やはりその大もととなる
ですね、隊員の報酬についての1市5町の比較がありましたら教えていただき
たいんですが、分かりますでしょうか。

総務課長 報酬の比較ということでございます。隊長と、すみません、隊員で若干違っ
ててしまうんですが、隊長のほうで。（「隊員。」の声あり）隊員のほう
でよろしいですか。中井町さんが11万2,000円、大井町さんが6万5,000円、開
成町さんが5万円、山北町さんが9万7,000円、松田町が10万2,000円ござい
ます。（「南は。」の声あり）南は7万1,800円でございます。

6番井上 分かりました。大分ですね、隊員自体の報酬に差があるので、それらをカバ
ーするのかね、ちょっと今の急に数字で頂いたので分からないんですけども。
それらの中でですね、多少報酬自体もばらつきがあるという中でですね、手当
のほうは4時間未満1,000円、以上2,000円ということで、私はですね、適当な
額の改正ではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町交
通指導隊設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに
賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。